

82 期ナカノブー建設 年間重点事項

1. 2023 年度 全社安全衛生目標

※目標値 ・度数率 0.40 以下 ・強度率 0.02 以下

2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 公衆災害防止の確実な事前計画と対策の徹底
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、適切な指揮系統による再下請負工事
- (4) 安全教育、教育支援の更なる充実
- (5) 健康に配慮した職場環境形成の促進

3. 重点施策

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
 - ① 『開口部ゼロ』対策の実践と指差呼称、音声標識等の活用による注意喚起の継続（落下防止設備の先行設置と維持管理の強化）
 - ② 玉掛け作業時の始業前点検・正しい玉掛け及び吊荷直下の立入禁止の徹底
 - ③ 重機区画と誘導者配置の徹底、作業計画に基づく安全対策の確実な実施
- (2) 公衆災害防止の確実な事前計画と対策の徹底
 - ① 激甚化する気象災害も考慮した公衆災害防止対策の事前計画と確実な実施
 - ② 公衆災害防止設備（仮囲い・ゲート周辺・アサガオ等）の確実な設置
 - ③ 第三者安全誘導の徹底
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、適切な指揮系統による再下請負工事
 - ① 安全基本 3 行動『ひと声かけ、現地 KY、ワンポイント指差し呼称』実践の徹底
 - ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者等）による安全管理の徹底
 - ③ 新規入場 7 日以内、未熟練労働者、外国人労働者への作業中の指導及び作業確認の強化
- (4) 安全教育、教育支援の更なる充実
 - ① 1 次協力会社から 2 次・3 次会社（一人親方含む）及外国人労働者への安全衛生教育の支援充実
 - ② 若手技術社員への安全衛生教育強化のため、本部及び拠店による安全衛生教育の強化
- (5) 健康に配慮した職場環境形成の促進
 - ① 4 週 8 閉所実現による心身の健康確保
 - ② 無記名ストレスチェックに基づく、より快適な職場環境への改善実施
 - ③ 健康 KY による健康状態の把握と熱中症対策の実施（空調服着用・体調不良時の報告徹底）

2023(令和 5)年 9 月重点目標

【墜落・転落災害の防止、健康管理の徹底、 全国労働衛生週間準備月間】

- ①基本的に、すべての作業でダブルランヤード式墜落制止用器具（フルハーネス型含む）を着用して作業することを徹底させる。（高さ 5m を超える箇所ではフルハーネス型を使用する）

- ②以下の作業は、作業主任者の直接指揮により作業させる。また、作業主任者に墜落制止用器具・保護帽等の使用状況を監視させる。
 - ・つり足場、張り出し足場、及び高さが 5m 以上の構造の足場の組立、または解体の作業。
 - ・建築物または塔で高さが 5m 以上の鉄骨の組立または解体等の作業。
 - ・橋梁の上部構造で高さが 5m 以上、または橋梁の支間が 30m 以上の鋼製のものの架設、解体または変更の作業。
 - ・橋梁の上部構造で高さが 5m 以上、または橋梁の支間が 30m 以上のコンクリート造のものの架設、または変更の作業。
 - ・軒の高さが 5m 以上の木造建築物の構造部材の組立、または屋根下地、若しくは外壁下地の取付作業。

- ③移動式足場（ローリングタワー）には昇降設備・安全ブロック等を設け、昇降時及び作業時は安全帯を使用させる。また脚輪のストッパーを掛けて使用させる。
移動時には、作業員を乗せたまま移動しない。
ローリングタワー上で作業を行う場合はフルハーネス型安全帯を使用する。

- ④墜落の恐れがある次の作業では、安全な作業床を設ける。作業床を設けることが出来ないときは、安全ネットを設置するか、親綱を設ける等により墜落制止用器具を確実に使用させる。
 - ・鉄骨の組立作業及びボルト本締め作業。（フルハーネス型安全帯使用の使用）
 - ・足場の組立、または解体の作業。（手摺先行足場を採用し、フルハーネス型安全帯を使用する）
 - ・スラブ型枠等（デッキ敷き含む）の作業。（コンクリート打設前の E L V シャフト、階段打継ぎ部の開口は単管等の手摺 2 段と巾木を設置する）
 - ・屋根上における作業。
 - ・法面における作業。

- ⑤高さ又は、根切り深さが 1.5m をこえる箇所への昇降設備の設置は、最低 1 箇所以上のステップ又は枠組階段等の踏面のある昇降設備を設ける。

- ⑥足場組立時の親綱を固定する間隔は足場 4 段目以上で 5 スパン以下（10m 以下）、足場 3 段目で 3 スパン以下に固定し安全帯を確実に使用させる。また、足場 2 段目は墜落制止用器具を鳥居枠の上部に掛け作業させる。
- ⑦作業床の端・開口部等には、囲い・手摺・覆い等の防護施設（親綱ではなく堅固な手摺とする）を設けるとともに、標識等により注意を喚起する。
また、これらの設備を必要により一時取り外した場合は、防綱を張り墜落制止用器具を使用させ、作業終了後、直ちに復旧する。
- ⑧躯体手すりがないベランダ・廊下の端部等にも⑦同様、防護施設を設ける。
- ⑨スレート等の屋根からの踏み抜きによる墜落を防止するため、通路を設け安全ネットを張る等の他、親綱を設けて墜落制止用器具を使用させる。（安衛則 524 条）
- ⑩はしご・脚立は丈夫な構造のもので、著しく損傷・腐食等がないものを使用させる他始業前の点検を行うものとする。また、以下の事項に留意する。
- ・はしごは、高い所に登り降りする用途以外は使用禁止。
 - ・はしごは、幅 30cm 以上とし、滑り止め装置の取付け、転移防止の措置上部の固定または下部の押さえ）をして安全を確保する。
また、はしごは水平との角度により強度が変わるので注意を要する。
 - ・脚立は、脚と水平面との角度を 75 度に保つための金具等を備え、踏み面の巾が 5 cm 以上のものを使用させる。
 - ・脚立の使用は原則的に許可制とし、1.8mを超えるものを持ち込ませない。
 - ・脚立を使用する場合は、天端に乗っての作業はしない。
 - ・手摺付きの可搬式作業台を活用する。
 - ・脚立、可搬式作業台はメーカー基準による許容荷重以下で使用する。
- ⑪階高の高い型枠解体作業の解体用足場計画は、事前に十分検討する。また、脚立足場上では作業動作の反動による転落のないよう、作業計画を打ち合わせておくこと。
- ⑫墜落のおそれがある作業で、悪天候に影響される作業は強風（風速が毎秒 10m 以上）、大雨（1 回の降雨量が 50mm 以上）、大雪（1 回の降雪量が 25cm 以上）、中震（震度 4）以上のときには中止する。尚、再開時には安全点検を実施する。

- ⑬高所作業については、墜落・転落災害を防止するため、作業手順を事前に検討して作業員に周知その順守を徹底させるよう特段の配慮を要する。
- ⑭掘削外周部や基礎足場等に垂直はしご（モンキータラップ）を設置する場合は、出入り口に対し直角方向に設置し、昇降口には可動式の手すり（遮断機）を設けて安全ブロックを床から 1.5m 以上の位置に設置する。
- ⑮作業員の心臓疾患、その他持病の有無の確認を送出し教育で行い、健康上不適切な作業員を高所作業等危険な作業に配置させないようにする。
- ⑯作業員の定期健康診断、及び特殊健康診断の受診の確認を行う。また、協力会社提出書類の作業員名簿の健康診断受診の期間が過ぎないように指導する。
- ⑰全国労働衛生週間準備月間は、実施事項の計画をたて実施する。
- ⑱無記名ストレスチェックの実施状況及び改善措置の確認を行う。